

第36回アウトドアカレッジ（ダム部）

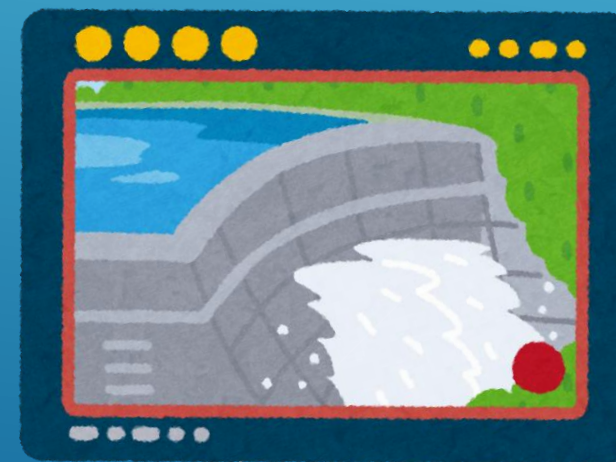
設楽ダムの湖面利用を 考えよう

山村都市交流拠点施設・設楽ダム関連活動実行協議会の活動について

令和8年5月20日（水）午後7時～午後8時@設楽ダム広報展示室

本日の内容

1. 前回のまとめ
2. 山村都市交流拠点施設について
3. 公募による社会実験について
～民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用したイベントの開催～
4. 意見交換



1. 前回のまとめ



第35回アウトドアカレッジまとめ①

■3公園の検討経過

○過去（令和3～5年度）の業務委託の内容について

○設楽ダム対策協議会の水没地区役員・委員のニーズ整理（R8.3実施）

・地域の歴史・文化を継承できる公園にしてほしい。

大名倉：石碑の設置、もみじやあじさいの植樹

川向：しだれ桃の里の再現、石碑、ベンチ

八橋：忠魂碑、歌碑、石灯籠の復元。

→共通：メモリアルパーク的な機能の設置が必須。

第35回アウトドアカレッジまとめ②

○各公園の概要

・大名倉公園

南側 15,000m²、北側 10,000m² と広い。

道路より公園予定地の位置が低く、アプローチ方法が課題。

過去の検討業務時から道路計画が変更されており、最新ルートに合わせた再検討が必要。

・川向公園

約13,000m²、細長い形状でくびれ部の最も狭い箇所は20m。

国道257号に近い側は道路との高低差が大きく、盛土などの調整が必要。

国管理のスロープは管理用船舶の利用が想定されるため、民間利用の際は調整が必要。

階段護岸を想定（護岸から湖面に降りることは禁止）。

第35回アウトドアカレッジまとめ③

○各公園の概要

- ・八橋公園 . . . 現状の公園も活用することになると想定。
旧八橋小跡地は水没区域内であるため固定物の設置は困難。
→イベント時の仮設利用（足湯・可動式BBQなど）程度か。
旧八橋小跡地はアクセス道路が課題で、水没区域内の既存道路の一部活用や現道の設楽根羽線（将来的にはダム管理道路？）の利用が出来ればなんとかなるかも。

○今後のスケジュール（案）

令和8年度：民間活力導入の検討開始

令和9年度以降：基本計画策定

令和14年（試験湛水開始まで）：整備を進めたい

第35回アウトドアカレッジまとめ④

○現在の課題

- ・物価高騰
- ・道路計画変更・国や県の工事スケジュールが不明確
- ・将来の維持管理

○今年度の委託業務

- ・民間活力導入（PFI等）の可能性調査。
- ・公園全体管理だけでなく、一部管理・特定施設のみを整備運営など、多様な関わり方を調査。

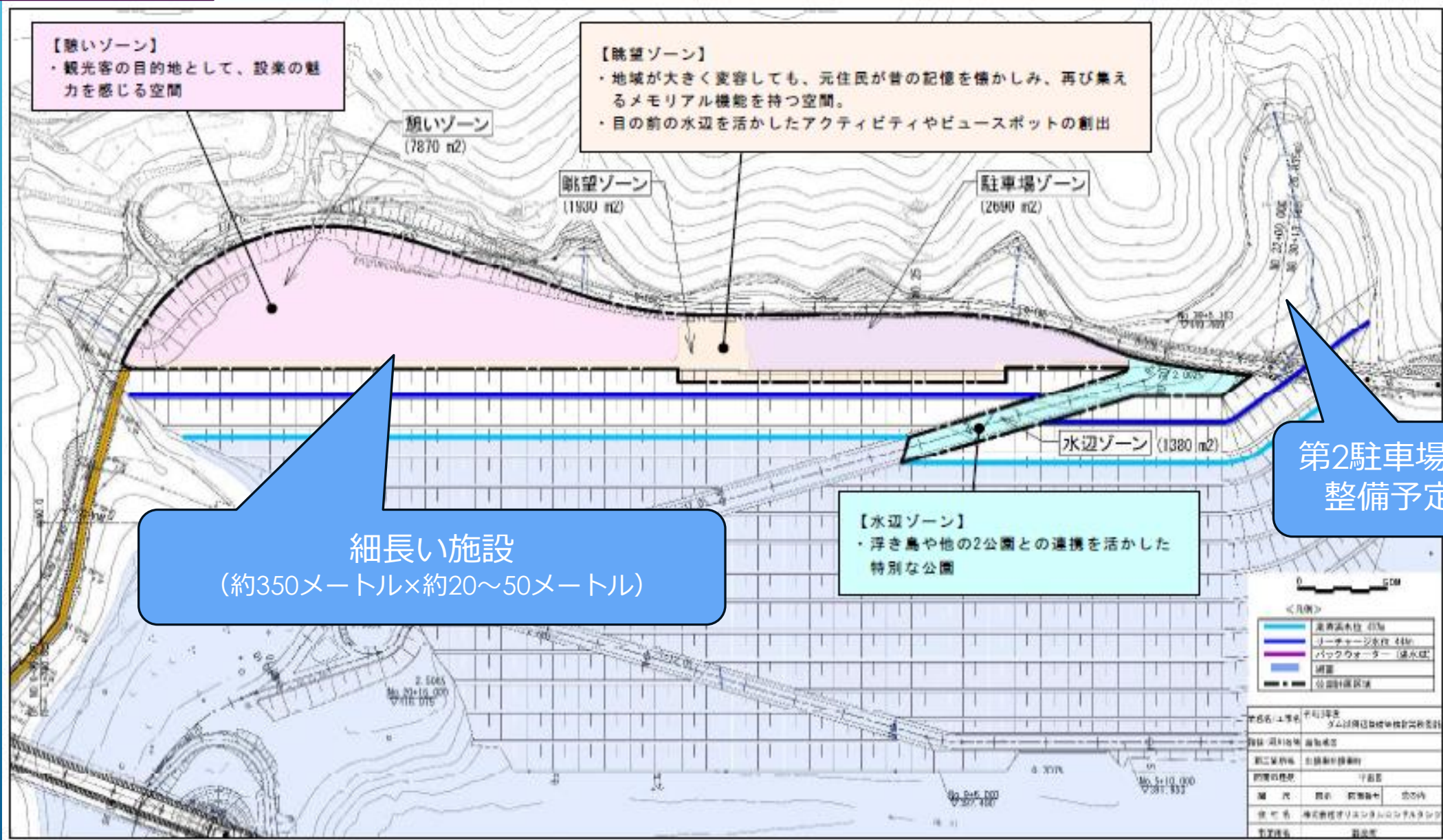
第35回アウトドアカレッジまとめ（意見交換①）

- ・参加者A：大名倉公園は漁協から釣り堀を設置の要望があったという記録が残っているが、どこを想定しているか？（町から質問）
→水量が安定せず困難。
- ・参加者B：植樹などを進めるにあたり大名倉公園は広く魅力的。
トイレ・電源整備が重要。
- ・参加者C：公園単体での収益化は難しい。
維持管理を民間に任せるとはどんな形を想定しているか。
→今年度業務で、公園全体を管理・運営してくれる事業者が見つかるのが望ましい。そうでなくても、公園の一部の植栽管理を担う企業が出てくるなど、様々な関わり方を検討していく。

第35回アウトドアカレッジまとめ（意見交換②）

- ・ 参加者D：今年度の業務委託を行うにあたり、民間企業から多くのアイデアを出してもらうために、町の示すゾーニングは「仮」であることを明確に伝えた方が良い。
- ・ 参加者E：大名倉の東海自然歩道の扱い → 新ルートに付け替え予定。
- ・ 参加者F：川向公園の階段護岸の利用方法 → 観覧・休憩用途を想定。
- ・ 参加者G：PFIを行うとしても、この3公園だけでは規模が小さく手を挙げにくい。山村都市と組み合わせで発注したほうが、山村+3公園で利活用の魅力が高まるので、そのような検討をしてほしい。

川向公園

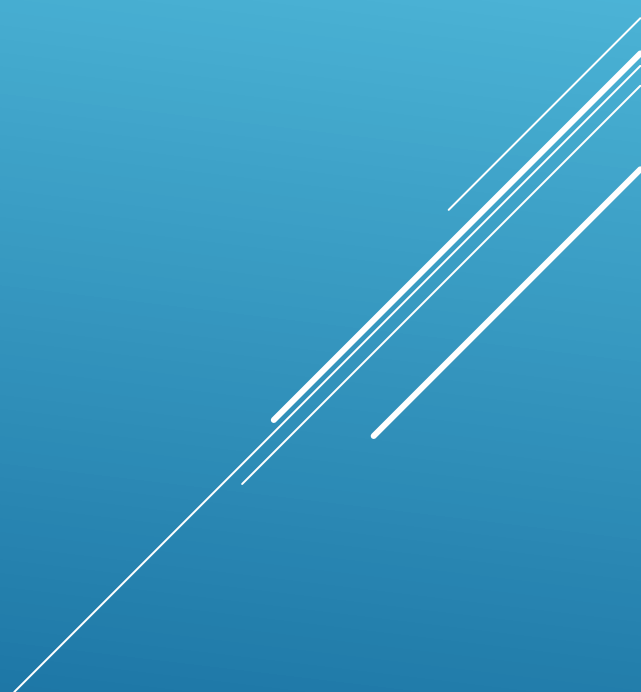


【参考】メモリアルパークのイメージ (企画ダム対策課撮影)

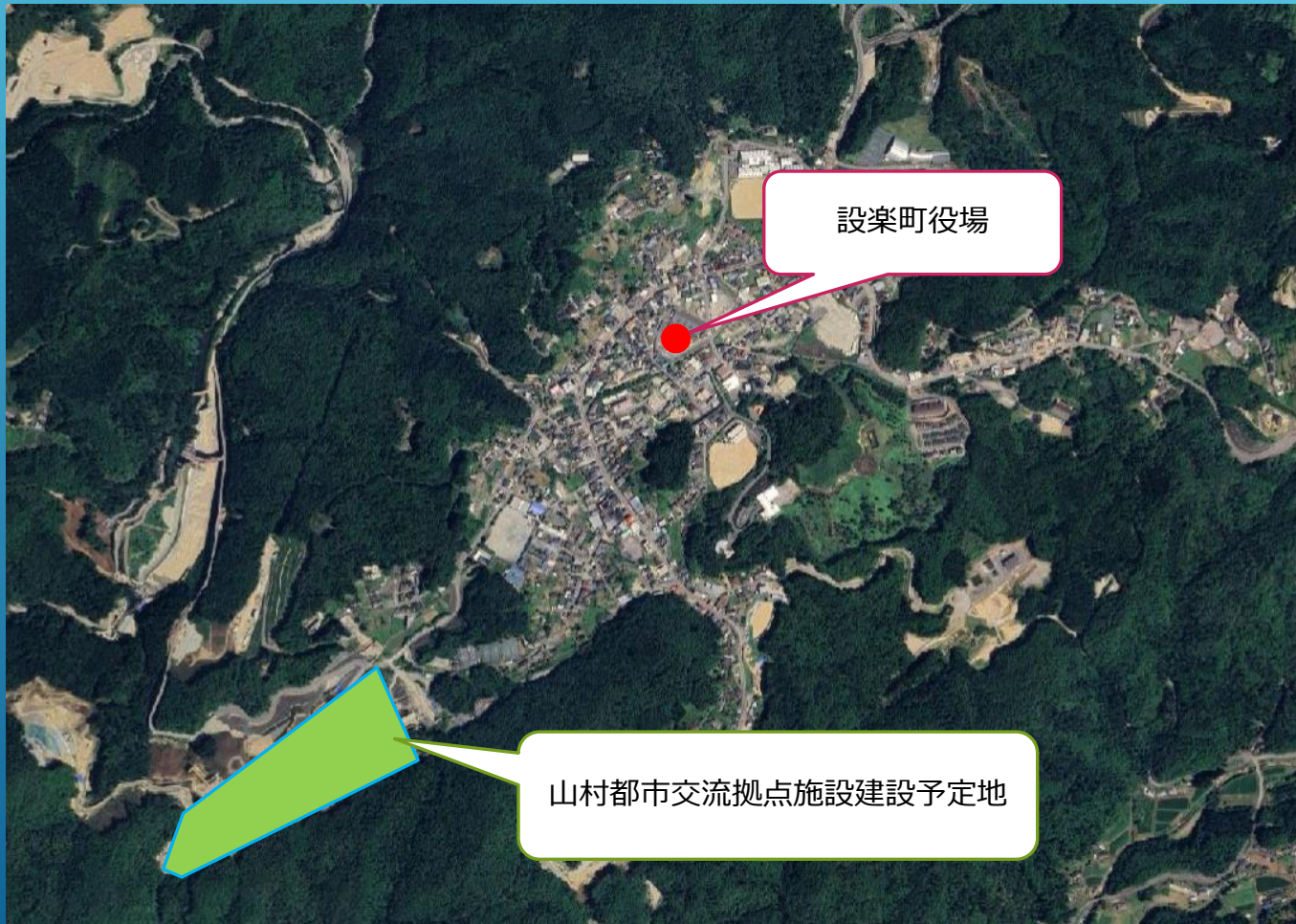


川上ダム (三重県伊賀市)

2. 山村都市交流拠点施設について



2. 山村都市交流拠点施設とは

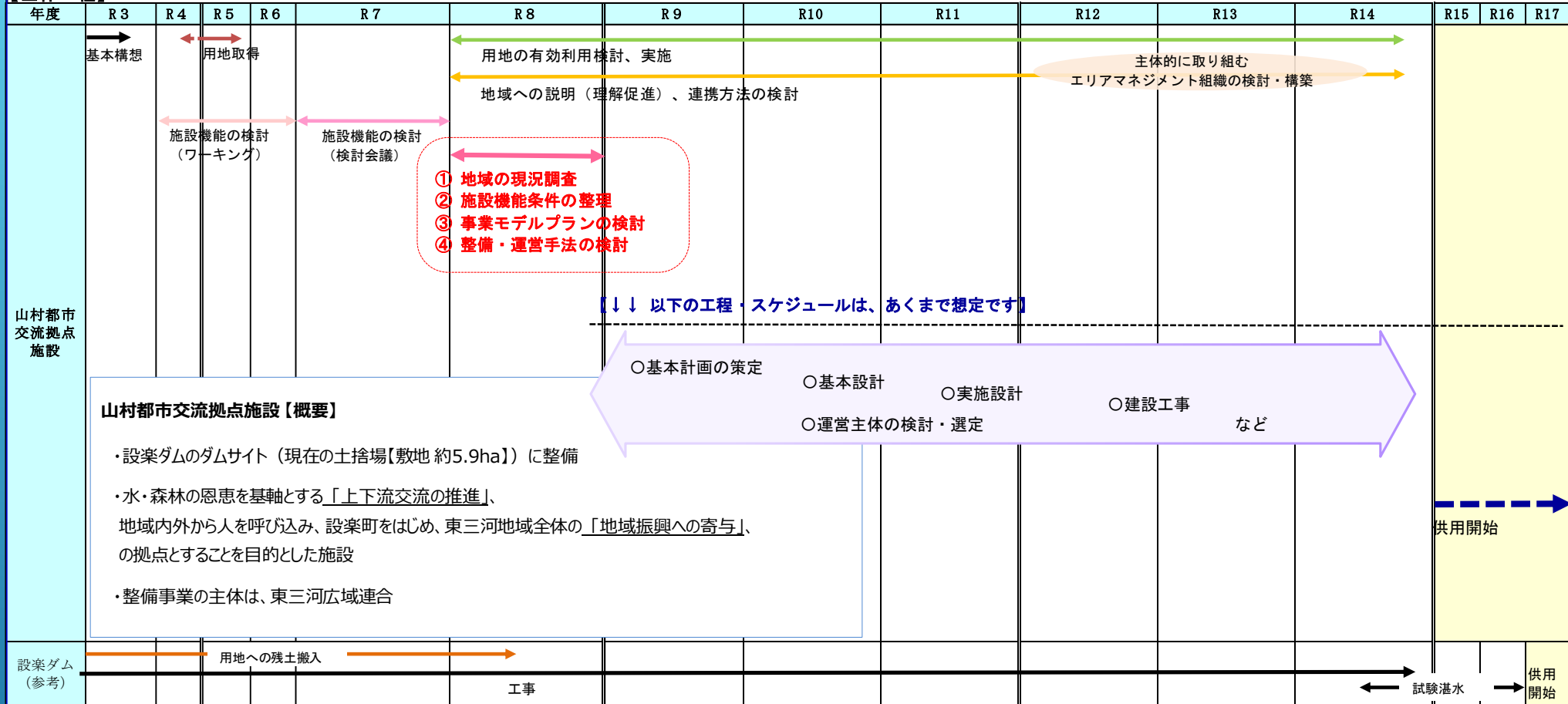


山村都市交流拠点施設は、設楽ダム建設事業をきっかけとして、水の利益を受ける豊川下流域5市が平成20年12月の「設楽ダム建設同意に係る確約事項」に基づき、設楽町に整備する施設です。

下流地域は、水源地域の理解と協力なくして発展はありえず、水源地域がこれからも振興していくことで、安定した水資源の恩恵を受けることができます。

したがって、上下流は一体であるとの認識に立ち、本施設を山村部と都市部との交流を図る拠点として、東三河広域連合が整備運営主体となり、検討を進めていくものです。

【全体工程】



【令和8年度の事業概要(委託事業者と連携して実施)】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
業務内容	事業者選定	① 地域の現況調査 ・建設用地の状況、周辺のインフラ、施設、人口・産業動態などを調査し、将来動向を含め整理 ・周辺の開発計画等の情報整理	② 施設機能条件の整理 ・①の結果と、基本構想等との整合性(実現可能性、課題など)を評価し、持続可能な施設の基本的な考え方を整理 ・基本的な考え方をベースに、具体的な機能・施設等の条件、イメージを検討、整理				③ 事業モデルプランの検討 ・②を踏まえ、具体的な事業モデルプランを検討、作成(概略図の作成、概算事業費算出) ・本事業に対する民間事業者のアイデア、参加意向等把握のためのヒアリング調査を実施 ・地域団体等へのヒアリング調査を実施				④ 整備・運営手法の検討 ・③の事業モデルプランについて官民連携手法を含め、想定される整備・運営手法、事業スキーム案を検討	調査とりまとめ

3. 公募による社会実験について

～民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用したイベントの開催～



公募による社会実験について

～民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用したイベントの開催～

社会実験の概要

- 令和8年3月、設楽ダム建設や地域資源を活用・連携し、設楽町及び東三河地域の発展に寄与することを目的とする「設楽ダム関連活動実行協議会※」を設立しました。
- 本協議会第1弾の取り組みとして、設楽ダムの工事現場および設楽ダムを含めた周辺エリアにおいて、民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用したイベントを開催するため、社会実験を実施する事業者を募集します。

(社会実験実施期間: 2026年4月～2035年3月)

※設楽ダム関連活動実行協議会

国土交通省設楽ダム工事事務所、愛知県豊川水系対策本部事務局、設楽町、設楽町商工会、(一社)設楽町観光協会 で組織

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

令和8年3月30日
設楽ダム関連活動実行協議会

設楽ダムを活用した社会実験を行う事業者を募集します

～ダムを活用した楽しいイベントをやってみませんか？～

この度、設楽ダム建設や地域資源を活用・連携し、設楽町及び東三河地域の発展に寄与することを目的とする「設楽ダム関連活動実行協議会」を設立しました。

本協議会第1弾の取り組みとして、設楽ダムの工事現場および設楽ダムを含めた周辺エリアにおいて、民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用したイベントを開催するため、社会実験を実施する事業者を募集します。興味のある事業者の皆様は、事前相談も受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

◆社会実験の内容

- 設楽ダムの建設中の工事現場や、設楽ダム周辺エリアを活用したイベント等（別紙-1「取組事例」を参照）
- 社会実験の詳細については、別紙-2「設楽ダム活用に関する社会実験 民間事業者 公募要領」を参照ください。
- 公募に向けた事前相談やご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◆公募に関するスケジュール

- 公募開始日：2026年4月1日～
- 社会実験実施期間：2026年4月から2035年3月まで

◆設楽ダム関連活動実行協議会について

- 詳細については別紙-3「設楽ダム関連活動実行協議会規約」を参照ください。

【問い合わせ先】

(設楽ダム関連活動実行協議会 事務局)
国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
担当：副所長 平野、調査課長 石黒
電話：0536-62-1292（調査課直通）
Email：cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

社会実験のイメージ(取組事例)

取組事例

別紙-1

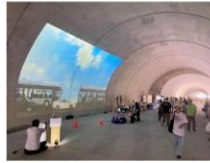
■事例①：設楽ダム建設中の工事現場を活用したイベント アウトドアカレッジ×遊べる建設企業展



実施日：R7.9.27(土)
参加者：約1400名
備考：町内、町外の住民が参加



・グリーンスローモビリティを工事現場内で走行させた。グリーンスローモビリティの紹介と工事現場内利用を検討。



・トンネルの壁面を利用し、企業紹介動画を放映。



・地元産の食材を利用した料理の提供。
(写真は地元産お米を使った五平餅)

■事例②：設楽ダム周辺エリアを活用したイベント 設楽夜市



実施日：R7.7.26(土)、R7.11.29(土)
参加者：約700名、約600名
備考：主に町内の住民が参加



・地域住民の交流の場を創出

取組事例

別紙-1

■事例③：設楽ダム周辺エリアを活用したイベント 設楽ワールドクラシックカーラリーフェスティバル 2025



実施日：R7.11.30(土)
参加者：約1000人
クラシックカー：90台
備考：町内、町外の住民が参加



・展示する車は国内外のクラシックカーやネオクラシックカーで海外車はイギリス、ドイツ、イタリア、アメリカ、フランスの車。



・設楽町の持つ美しい山並みを走って体感できるラリールートにすることでツーリングの聖地を目指すフェスティバル



・一部の車両は町内を回るラリー形式の走行を行った。

設楽ダム利活用に関する社会実験 民間事業者 公募要領

1. 公募の目的

本公募は、設楽ダム関連活動実行協議会（以下、「協議会」という）が実施する地域振興に資する取り組みとして、設楽ダム および設楽ダムを含めた周辺エリアを活用し、民間事業者の柔軟な発想とノウハウによる新たな利活用モデルの創出を図るものである。併せて、地域活性化・観光振興・関係人口の創出及び将来的な事業化の可能性の検証を目的として、社会実験を実施する事業者を募集する。

2. 社会実験の位置づけ

本社会実験は、将来的な事業化及び制度化を見据えた提案・実証型の取り組みとして実施するものであり、以下を主な目的とする。

- ・ダム及び周辺地域における新たな活用可能性の検証
- ・観光、交流、防災、環境、教育、デジタル等、多分野における実装可能性の検討
- ・地域住民、来訪者、企業等との新たな関係性づくり

なお、本社会実験は試行的な取り組みであり、成果や成功を保証するものではない。期待した効果が得られなかった場合であっても、その検証結果を次の利活用検討に活用する。

3. 対象範囲

本社会実験の対象範囲は、協議会が使用を認める設楽ダム及びその周辺地域（別紙1）とし、提案内容に応じて個別に協議する。

4. 募集する社会実験の内容（例）

以下は例であり、これらに限定するものではない。

(1) 観光・交流

- ・ダム見学ツアー、インフラツーリズムなど

(2) イベント・賑わい創出

- ・音楽イベント、マルシェ、スポーツ、eスポーツ、アート展示 など

(3) 教育・防災

- ・防災教育プログラムなど

(4) デジタル・DX

- ・AR/VR 観光、遠隔見学
- ・ドローン、IoT、データ活用実証、新技術の導入など

5. 応募資格

- ・民間企業
- ・NPO 法人、一般社団法人
- ・大学・研究機関
- ・任意団体（代表者・責任体制が明確なもの）
※単体応募・共同企業体（JV）いずれも可

6. 社会実験の実施条件（想定）

(1) 実施期間

2026年4月から2035年3月まで（予定）

(2) 社会実験にかかる費用

社会実験の応募にあたり費用（社会実験への参加費）は徴収しない。ただし、光熱水費等の実費については応募者負担となる場合がある。また、長期的な占用が伴う社会実験は想定していないが、関係法令に基づく手続きにより費用が生じる可能性がある。

(3) 安全管理体制

応募者は、以下を満たす安全管理体制を構築すること。

- ・実施責任者を1名以上配置し、連絡体制及び責任範囲を明確にすること。
- ・想定されるリスク（転倒、落水、工事車両等への接触、自然災害等）を整理した安全管理計画書を作成し提出すること。なお、安全管理計画書様式は、協議会に確認を行うこと。
- ・参加者等の動線管理、立入禁止区域の明示、必要に応じた誘導員等の配置を行うこと。
- ・荒天時や災害発生時の中止・延期・避難基準を事前に定めること。
- ・ドローン等を使用する場合は、関係法令を遵守し、資格者の管理下で実施すること。
- ・必要に応じ、消防署、警察、関係管理者等との事前協議を行うこと。

※設楽ダム工事事務所および関係機関は、安全管理に関する助言・調整を行うが、最終的な安全確保の責任は応募者が負うものとする。

(4) 保険加入

応募者は、以下の保険に必ず加入すること。

- ・施設賠償責任保険又はイベント賠償責任保険
- ・傷害保険（必要に応じて）
- ・ドローン等を使用する場合は、当該行為に対応した特約

※社会実験開始前に、保険加入証明書を提出すること。

(5) 事故・トラブル発生時の対応

- ・人命最優先とし、速やかに協議会事務局へ報告すること。
- ・軽微な事故であっても、事後報告書を提出すること。

7. 協議会の支援内容

協議会は、以下の範囲で支援を行う。

- ・実施場所の提供
- ・関係機関との調整支援
- ・広報支援（ホームページ、SNS等）
- ・河川法や道路法等に基づく手続支援
- ・実証結果の本格導入検討への活用

※企画立案、運営、費用負担、収益管理は、応募者の責任とする。

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ・応募申請書（様式1）
- ・事業提案書（任意様式/A4・10ページ以内）
- ・団体概要・会社案内 等
- ・実施体制図
- ・収支計画（概算）

(2) 提出方法

- ・電子メール又は郵送による。

(3) 提出期限

- ・随時受付

※事前相談は、実施の6か月前を目安に「12.問い合わせ先」へ連絡すること。

9. 選定方法・評価項目

協議会において、以下の評価項目に基づき協議・選定する。

評価項目	評価の視点
★公共性・公益性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none">多くの住民・来訪者が利用・参加できる内容か地域課題の解決に寄与するか行政の取り組みと整合しているかダムの活用として適切か
★実現可能性・安全性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none">実施体制が明確かスケジュールは現実的か安全対策が具体的に示されているか天候・災害時の対応計画があるか
★継続性・事業化可能性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none">継続性のある取り組みか定例化・商品化・ツアー化する内容か収益モデルが成立できるか応募者が自立的に行う内容か
★地域経済・雇用への波及性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none">地元事業者の参画があるか地元産品・特産品の活用があるか将来的に地域雇用を生むか交流人口・関係人口の増加が見込めるか経済波及効果が期待できるか
・独自性・新規性	<ul style="list-style-type: none">他地域にない独自性があるか新しい視点・技術・発想があるか話題性・PR効果が見込めるか実証実験としての価値があるか
★地域との連携体制 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none">地元企業や住民との連携があるか地域との連携内容が具体的か地域への配慮（騒音・交通等）があるか

10. スケジュール（予定）

公募開始：2026年4月1日～

質問受付：随時

提案書提出：随時

審査：随時

結果通知：申請後、3ヶ月以内を予定

11. 留意事項

- ・本公募は将来の事業権・優先権を保証するものではない。
- ・実証結果は原則公開する。
- ・実施に伴う損害・事故は応募者の責任とする。
- ・公序良俗に反する事業は認めない。
- ・常設を前提とする占用案件は、本公募の対象外とする。

12. 問い合わせ先

【窓口】設楽ダム関連活動実行協議会（事務局：設楽ダム工事事務所 調査課）

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

TEL：0536-62-1292

Email：cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

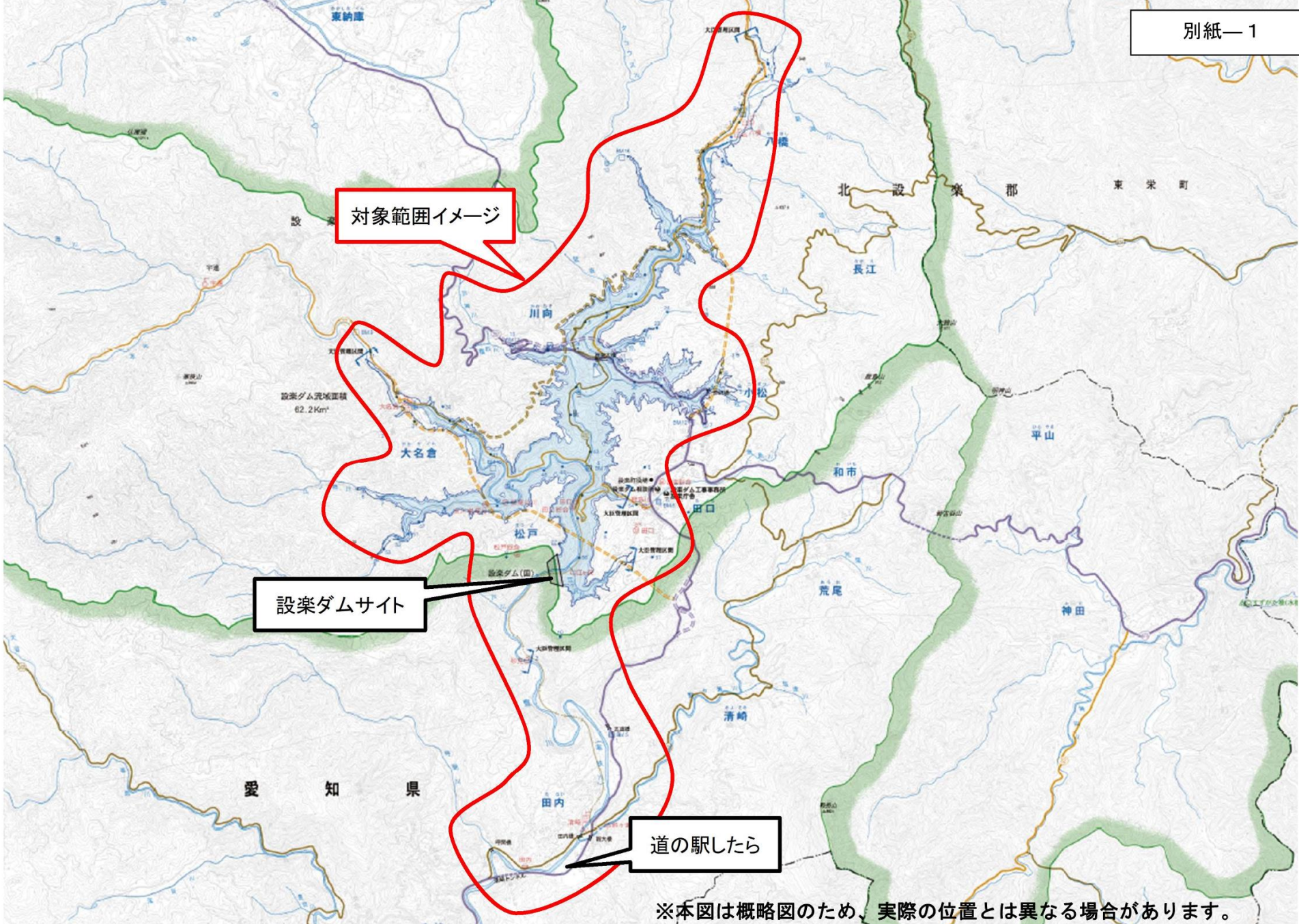


図 対象範囲

出典：国土地理院 地理院地図

設楽ダム関連活動実行協議会規約

第1条（名称）

本会は、「設楽ダム関連活動実行協議会」（以下「本協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

本協議会は、設楽ダム建設期間中のみならず、ダム完成後の管理運営段階も見据えつつ、設楽ダム建設や地域資源等を活用・連携し、次に掲げる目的のもと、設楽町及び東三河地域の発展に寄与することを目的とする。

1. 設楽町における現在の生活を維持しつつ、将来へ継承される持続的なイベントを企画・実施すること。
2. 「アウトドアのまちしたら」として、“アウトドアカレッジ”の浸透及び定着を図ること。
3. ダム事業に関わる建設業者と地域との連携を強化し、事業を円滑に推進するための交流の場を創出すること。
4. ダム建設に伴い整備される供用前の橋やトンネル等の現場をイベント会場として活用し、通常では体験できない空間における「ワクワク感」を参加者に提供することで、建設業界に対する理解の促進を図ること。
5. 地域事業者によるイベント出展を通じて、地域食材や特産品の魅力を再発見し、地域内外への価値発信及びPRを行うこと。
6. 単年度の取り組みにとどめることなく、設楽町の将来を見据えた地域振興の目的を共有しつつ、継続的な取り組みとして実施すること。
7. 本協議会が実施するイベントを通じて、多様な主体の関わりを創出し、その波及効果を広域的な地域振興へとつなげること。

第3条（活動内容）

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 地域と企業等の交流を図るイベントの企画及び実施
2. 本協議会等が主催・関与するイベントに関する広報活動
3. その他、本協議会の目的達成に必要な活動

第4条（構成）

本協議会は、次に掲げる団体により構成する。

1. 国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
2. 愛知県 豊川水系対策本部事務局
3. 設楽町
4. 設楽町商工会
5. 一般社団法人 設楽町観光協会

本協議会の目的に賛同し、活動への参加を希望する団体については、構成団体の合意又は事務局の了承をもって、構成団体として追加することができる。

第5条（事務局）

本協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所調査課に置く。事務局は、次に掲げる事務を行う。

- 本協議会の会議運営及び連絡調整
- 協議会事業の計画及び実施に関する調整
- 情報発信及び関係機関との連絡窓口業務
- その他、本協議会の運営に必要な事務

【連絡先】

国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 調査課

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

TEL : 0536-62-1292

Email : cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

第6条（会議）

1. 本協議会の会議は、毎年度4月に開催するほか、必要に応じて事務局が招集する。
2. 会議では、情報共有、イベント等の企画・内容等、その他必要な事項を協議する。

4. 意見交換



参加者A：今後の事業推進にあたり、早期に民間事業者とのサウンディングや意見交換の機会を設けるべきである。

→今年度の業務の中で実施していく予定である。
また、行政だけでは地域資源の価値や可能性を十分把握できないため、民間事業者の視点を積極的に取り入れることが必要であると考えている

参加者B：山村都市交流拠点施設の5.9haという広大な土地は全国的にみても優位性がある。整備においては十分な広さの駐車場を確保してほしい。

参加者C：3公園と山村都市交流拠点施設を一体的に運営する可能性について。

→現時点で方向性は決まっていないが、将来的な可能性を否定するものではない。

今年度、山村都市交流拠点施設の運営方法については、公設公営、公設民営、民設民営等も含めて検討していく。

参加者D：山村都市交流拠点施設の、現況の土地における利活用方法としては、駐車場として利用できるだけでも非常にありがたい

参加者E：山村都市交流拠点施設の検討業務を進めるにあたり
大手コンサルタントや大規模事業者のみで検討を
進めるのではなく、実際に地域で活動している
民間事業者の意見を積極的に取り入れるべきである。
また、交流拠点施設に対して、水源地域・中流域・
下流域それぞれに思いを持つ事業者が存在するため、
そうした思いが実現されるような施設づくりが重要である。

→地域で実際に活動している事業者等の意見も丁寧に
聞きながら検討を進めていきたい